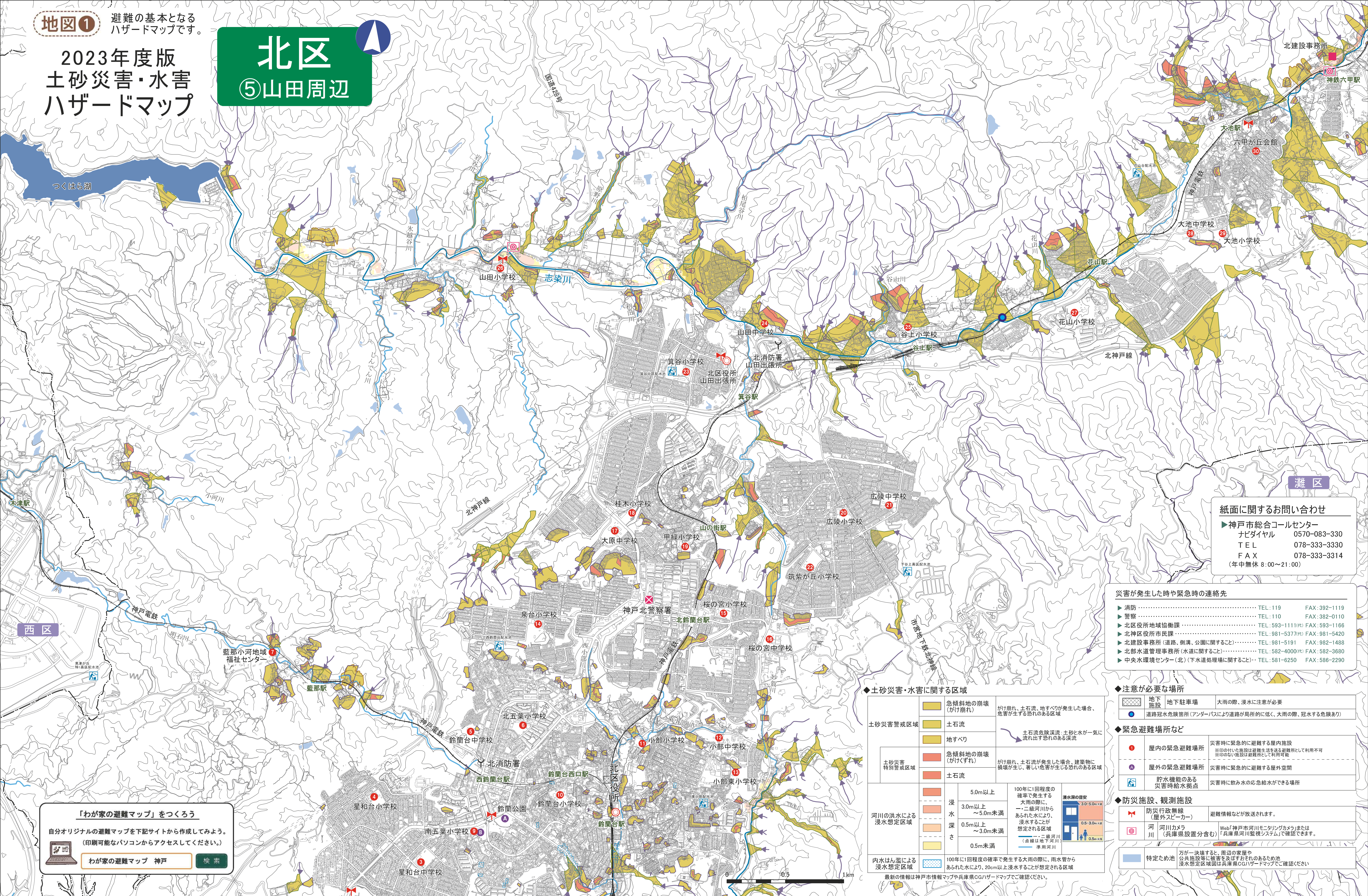


地図① 避難の基本となるハザードマップです。

**2023年度版
土砂災害・水害
ハザードマップ**

**北区
⑤山田周辺**



紙面に関するお問い合わせ
 ▶神戸市総合コールセンター
 ナビダイヤル 0570-083-330
 TEL 078-333-3330
 FAX 078-333-3314
 (年中無休 8:00~21:00)

災害が発生した時や緊急時の連絡先

▶消防	TEL: 119	FAX: 392-1119
▶警察	TEL: 110	FAX: 382-0110
▶北区役所地域協働課	TEL: 593-1111(代)	FAX: 593-1166
▶北区役所市民課	TEL: 981-5377(代)	FAX: 981-5420
▶北建設事務所(道路、側溝、公園に関すること)	TEL: 981-5191	FAX: 982-1488
▶北部水道管理事務所(水道に関すること)	TEL: 582-4000(代)	FAX: 582-3680
▶中央水環境センター(北)(下水道処理場に関すること)	TEL: 581-6250	FAX: 586-2290

◆土砂災害・水害に関する区域

土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	がけ崩れ、土石流、地すべりが発生した場合、危害が生ずる恐れのある区域	
	土石流	土石流危険渓流、土砂と水が一緒に流れ出す恐れのある渓流	
	地すべり		
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊(がけすずれ)	がけ崩れ、土石流が発生した場合、建築物に損壊が生じ、著しい危害が生じる恐れのある区域	
	土石流		
河川の洪水による浸水想定区域	浸水	5.0m以上	100年に1回程度の確率で発生する大雨の際に、一級河川からあふれた水により、浸水することが想定される区域 (点線は地下河川、実線は準用河川)
	深さ	3.0m以上 ~5.0m未満	
	深さ	0.5m以上 ~3.0m未満	
内水はん濫による浸水想定区域	浸水	100年に1回程度の確率で発生する大雨の際に、雨水管からあふれた水により、20cm以上浸水することが想定される区域	
	深さ	0.5m未満	

◆注意が必要な場所

地下施設	地下駐車場	大雨の際、浸水に注意が必要
●	道路冠水危険箇所(アンダーパス)により道路が局部的に低く、大雨の際、冠水する危険あり	

◆緊急避難場所など

●	屋内の緊急避難場所	災害時に緊急的に避難する屋内施設 ※印の付いた施設は避難生活を営む避難所として利用不可 ※印のない施設は避難所として利用可能
○	屋外の緊急避難場所	災害時に緊急的に避難する屋外空間
☒	貯水機能のある災害時給水拠点	災害時に飲み水の応急給水ができる場所

◆防災施設、観測施設

☒	防災行政無線(防災スピーカー)	避難情報などが放送されます。
📷	河川カメラ(兵庫県設置分含む)	Web「神戸市河川モニタリングカメラ」または「兵庫県河川監視システム」で確認できます。
🏊	特定ため池	方が一決壊すると、周辺の家屋や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池 浸水想定区域図は兵庫県CGハザードマップでご確認ください

「わが家の避難マップ」をつくらう
 自分オリジナルの避難マップを下記サイトから作成してみよう。
 (印刷可能なパソコンからアクセスしてください。)

📄 わが家の避難マップ 神戸 🔍 検索

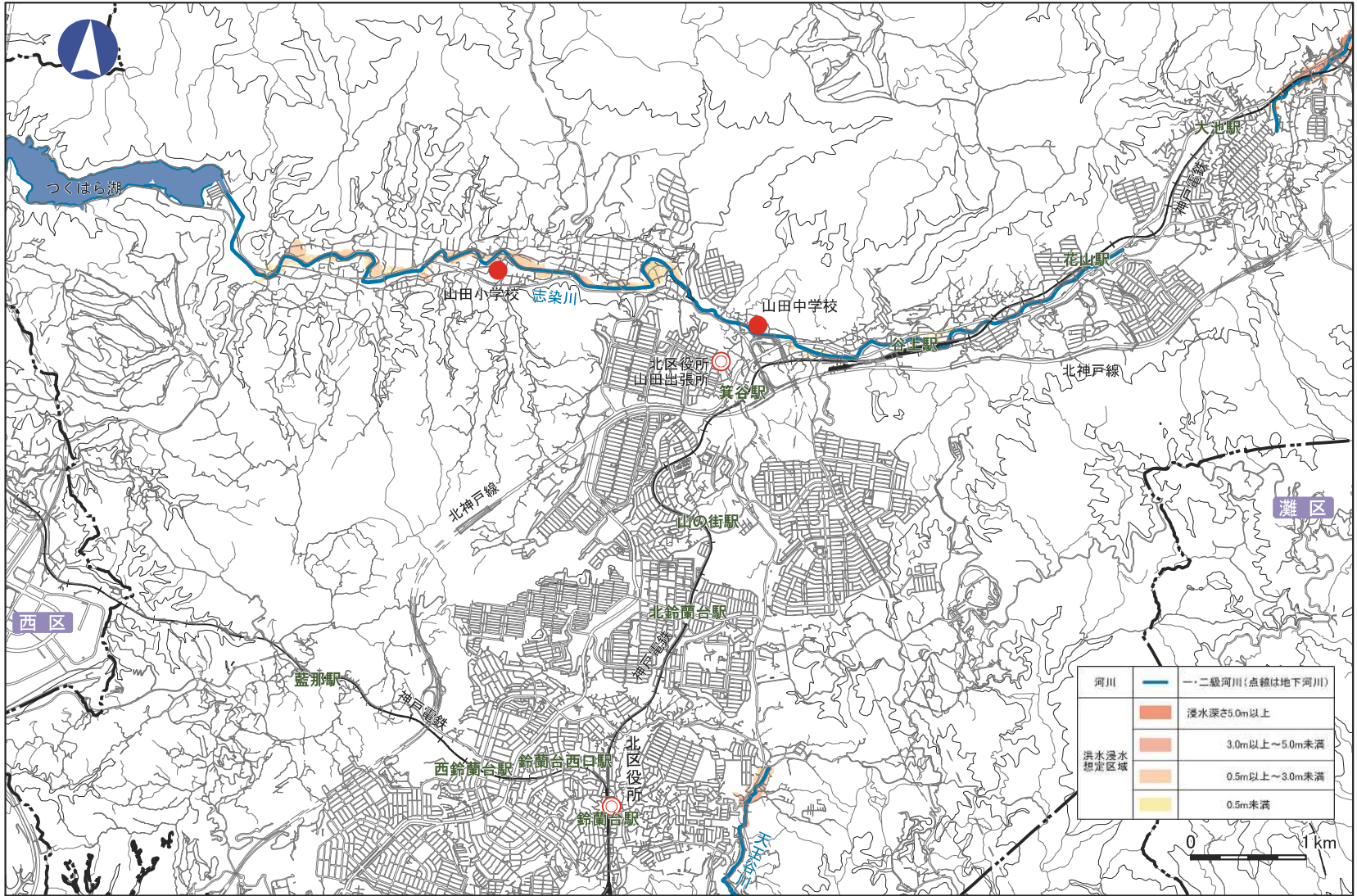
◆このハザードマップは令和5年4月1日時点の情報を掲載しています。この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しています。「測量法に基づく国土地理院承認(使用) R 4JHs 1013」

地図②

水防法に基づく想定最大規模降雨による 河川の洪水浸水想定区域

北区
⑤山田周辺

この地図は、想定し得る最大規模の降雨（およそ1000年以上に1回の頻度で発生すると想定される豪雨）により河川の洪水が発生した場合、浸水が想定される区域と浸水深さを表した図です。



ご質問 Q にお答え A します

Q 裏面の **地図①** とでは浸水する範囲が異なっていますが、なぜですか？

A 大雨が降る確率の違いによるものです。
地図② は、およそ1000年以上に1回程度、**地図①** は、概ね100年に1回程度の確率で発生する豪雨の際に、二級河川からあふれた水により浸水することが想定される区域を示しています。このため、**地図②** の浸水する範囲のほうが **地図①** に比べて広範囲になっています。

Q これらの **地図①** **地図②** はどのように活用するのですか？

A **地図①** は、大雨のときに市民のみなさんが避難していただく際にご活用ください。
神戸市の地域防災計画では、避難指示などの避難情報の発令を **地図①** を基本として行うこととしています。
地図② は、水防法が改正され、「想定し得る最大規模の降雨」が発生した際に、浸水が想定される区域や浸水深さなどの公表が義務づけられたことから作成しています。
不動産取引時の重要事項説明において、この **地図②** を用いて説明することが宅地建物取引業法施行規則によって定められています。

Q インターネットから見ることはできますか？

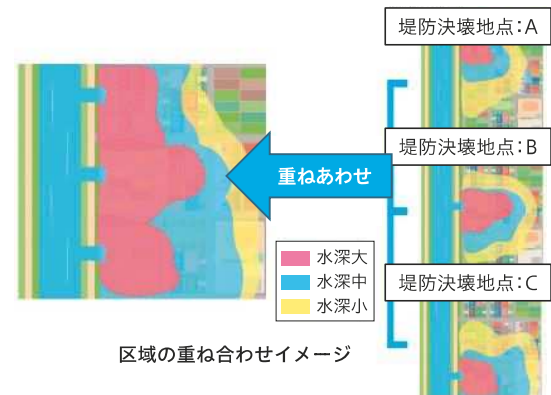
A パソコンやスマホにより下記のWebサイトでご覧いただけます。
◆「神戸市情報マップ」
<https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal>
◆「兵庫県CGハザードマップ」
<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

Q 不動産取引時の重要事項説明には、この地図を使用するのですか？

A はい、そのとおりです。
水防法に基づく水害ハザードマップ(河川の洪水浸水想定区域)としては、この地図をご使用ください。

Q この洪水浸水想定区域図は、どのように作成しているのですか？

A 水防法に基づき兵庫県が作成・公表したものを基に作成しています。
洪水浸水想定区域図は、下記のシミュレーションにより作成されています。
①降雨確率1/1000年規模を超える非常に大きな降雨を想定し、河川からはん濫する範囲を算定
②さらに、堤防が決壊する箇所(堤防天端付近[計画高水位]まで水位上昇する箇所)を概ね200mピッチで抽出し、抽出箇所ごとに堤防を決壊させてはん濫する範囲を算定
③全ての算定結果を重ね合わせて浸水想定区域とし、浸水範囲、浸水深さを表示した浸水想定区域図を作成(浸水が重なる場合は最も深い浸水深を表示)



出典 兵庫県「浸水想定区域 確認ガイド」より